

出席停止に関わる証明用紙のご提出のお願い

出席停止の対象となる感染症の種類と期間につきましては、学校保健安全法施行規則により、以下のように定められています。

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱 痘そう・南米出血熱・ペスト マールブルグ病・ラッサ熱 急性灰白髄炎(ポリオ)・ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る) 中東呼吸器症候群(病原体がMERSコロナウィルスであるものに限る) 特定鳥インフルエンザ(H5N1またはH7N9)	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。) 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで(幼稚園：発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで) 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症 手足口病・伝染性紅斑・溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎) マイコプラズマ感染症・ヘルパンギーナ他	症状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

＜学校保健の手引き(感染症の種類と出席停止の期間の基準)＞より

お子さまが上記の感染症に罹患された場合、感染症拡大の予防措置として、学校保健安全法に基づき、出席停止となります。その際、本校では医師の証明(またはその代わりとなるもの)をご提出いただいております。

医療機関発行の診断書のほか、学校所定の様式(※)に医療機関で記入していただいたものを、出校できるようになってから担任までご提出ください。

なお、インフルエンザに関しては「インフルエンザ専用薬」(タミフル・リレンザ・イナビル・ラビアクタ・シンメレル)を処方された場合、「生徒氏名・期日・薬剤名・医療機関名」が記された薬剤情報提供文書や医療費明細書等で上記の書類に代えることもできます。

主 治 医 様

名古屋市立緑高等学校長
野 中 均

生徒の出席停止に関わる証明について（お願い）

日ごろは本校の教育活動にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

学校においては、集団的に感染する恐れのある伝染性疾患（学校伝染病）に罹患した生徒については、出席を停止させ、集団感染の予防に努めております。

本校では、出席停止の扱いにする場合、通常の欠席と区別するため、主治医様によるご証明を提出していただいております。誠に恐れ入りますが、該当生徒の疾病について、下の欄にご記入くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

.....

1 生徒氏名 _____ (年 組 番)

2 診断名 _____

3 自宅療養の必要な期間

_____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで

医療機関名

医師

_____ 印